

島交規甲第216号
平成30年4月5日
保存期間 5年

関係所属長 殿

島根県警察本部長

道路運送法施行規則に定められた地域公共交通会議又は運営協議会で認められた一定の停留所における駐（停）車可の交通規制に係る取扱いについて（通達）

これまで、当県においては、「地域公共交通網形成計画等に定められた一般乗合旅客自動車運送事業等に使用される車両の駐（停）車に係る取扱いについて」（平成26年12月5日付け島交規乙第1589号。別添1）に基づき実施してきたところである。

この度、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定。別添2参照）を踏まえ、国土交通省から、別添3のとおり、一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期運行及び区域運行に限る。）及び自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（交通空白輸送）及び公共交通空白地有償運送に限る。）に使用される特定の車両（以下「対象車両」という。）について、都道府県警察がその構成員として加えられた道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条の2の地域公共交通会議又は第51条の7の運営協議会（以下「各協議会」という。）で認められた一定の停留所においても、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づく停車又は駐車を禁止する場所の特例が認められるよう、要望がなされている。

そこで、各警察署にあっては、各協議会における対象車両の駐（停）車に係る取扱いに関する協議等に当たっては、下記の点に配意して、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 各協議会の趣旨等

(1) 地域公共交通会議

地方公共団体において、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項その他これらに関し必要となる事項の協議を実施するために設置される協議会であり、これを主宰する市町村長又は都道府県知事（以下「市町村長等」という。）は、規則第9条の3第2項の規定により、必要があると認めるときは、都道府県警察をその構成員として加えることができるとされている。

(2) 運営協議会

地方公共団体において、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要とな

る事項の協議を実施するために設置される協議会であり、これを主宰する市町村長等は、規則第51条の8第2項の規定により、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができるとされている。

2 各協議会における協議等への対応方針

各協議会の構成員として都道府県警察が参画することは交通管理上有益であると考えられること等から、各警察署においては、市町村長等から各協議会への参加依頼等がなされた場合は、積極的に参画すること。

また、対象車両が法第44条第5号に定められた道路の部分に駐（停）車することができるようになることは、日常生活において法に規定された乗合自動車と対象車両との乗換えを伴う移動を必要とする高齢者の移動負担の軽減にも資するものであり、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境の整備においても重要である。したがって、各協議会における対象車両の駐（停）車に係る取扱いに関する協議等に当たっては、道路交通の実態に応じて、一定の停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分について、法第46条の規定による当該車両に係る駐（停）車可の交通規制の可否を検討するなど、適切に対応されたい。

別添 〔略〕